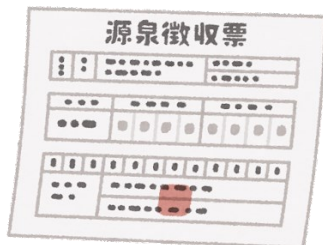


『所得税の基礎控除改正見直し 国税庁が詳細なサイト開設』

国税庁は、令和7年度税制改正に伴う所得税の基礎控除等の見直しについて、詳細を解説する特設サイトを開設しました。本サイトでは、改正の概要や源泉徴収事務に関する情報が掲載されており、会員の皆様の実務にお役立ていただけます。

【改正の概要】(1)基礎控除の見直し：合計所得金額に応じて基礎控除額が改正され、最大95万円～最小58万円に(2)給与所得控除の見直し：給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げ(3)特定親族特別控除の創設：特定の親族を有する場合、最大63万円の控除が新設(4)扶養親族等の所得要件の改正：扶養控除等の対象となる親族の所得要件が改正【年末調整における留意事項】令和7年12月に行う年末調整では、改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて計算を行う必要があります。また、特定親族特別控除を適用する場合は、従業員から「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受ける必要があります。【各種様式の変更】改正に伴い、年末調整関係書類の様式が変更される予定です。新様式は令和7年6月末頃に発表予定です。【よくある質問(FAQ)】改正内容に関するFAQが令和7年5月末頃に掲載予定です。詳細は、国税庁特設サイトをご参照ください。



『「経営力」に焦点当て分析 25年版中小企業白書一政府』

政府は2025年版の中小企業白書と小規模企業白書を閣議決定した。両白書は、厳しい経営環境の下、中小企業・小規模事業者が様々な課題を乗り越え、成長・持続的発展を遂げるに当たっては、経営者が、自らが置かれている状況と方向性を把握し適切に対策を打つ力としての「経営力」に焦点を当てて分析している。

白書によると、円安・物価高の継続や「金利のある世界」の到来による生産・投資コスト増、構造的な人手不足など、中小企業・小規模事業者は厳しい経営環境に置かれている。そうした中で、経営力を個人特性面、戦略策定面、組織人材面の3つの観点から分析した。個人特性面では、広域ネットワークで他の経営者と交流し、学び直しなどに取り組む。戦略策定面では、経営計画策定・実行、差別化や市場環境を意識した価格設定を行う。組織人材面では、経営理念、業績・経営情報の共有を重視するオープンな経営に加え、働き方・職場環境の改善などの従業員を大切にする人材経営を行う。その上で、中小企業は売上高規模ごとに異なる「成長の壁」の打破が必要であり、成長の加速段階では経営者にはないスキルを持つ補完型人材の確保や、経営者の職務権限分散による一人経営体制の克服が重要などと指摘している。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com